

○西東京市保健福祉審議会条例施行規則

西東京市保健福祉審議会条例施行規則

平成13年7月23日

規則第206号

(趣旨)

第1条 この規則は、西東京市保健福祉審議会条例(平成13年西東京市条例第184号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(分科会の設置)

第2条 西東京市保健福祉審議会(以下「審議会」という。)は、審議の円滑な推進を図るため、分科会を置くことができる。

2 分科会は、審議会から付託された事項について調査及び審議をする。

(分科会の委員)

第3条 分科会に属すべき委員は、審議会で協議し決定する。

2 分科会に分科会長を置き、その分科会に属する委員の互選によりこれを定める。

3 分科会長は、会務を総理し、分科会を代表する。

4 分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、分科会に属する委員のうちから分科会長のあらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

5 分科会は、付託された事項について、調査及び審議をした結果を審議会に報告するものとする。

(分科会の会議)

第4条 分科会の会議は、分科会長が招集する。

2 分科会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、その会議を開くことができない。

3 分科会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、分科会長の決するところによる。

(会議の公開)

第5条 審議会及び分科会は、公開とする。ただし、審議会の会長又は分科会長が必要と認め、それぞれに属する委員の同意を得たときは非公開とすることができる。

(庶務)

第6条 分科会の庶務は、審議事項を所管する課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、審議会会長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。